

公共用地の取得又は使用に係る事前協議に関する事務取扱要領

(昭和53年3月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県県土整備部及び都市整備部所管の道路事業、河川事業、ダム砂防事業及び都市計画事業等(以下「事業」という。)のために必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償その他これらに関連する事務(以下「用地事務」という。)を行う場合の事前協議の取扱いについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 「部長」とは、県土整備部長及び都市整備部長をいう。
- 二 「用地課長」とは、県土整備部用地課長をいう。
- 三 「事業課長」とは、事業を統括する県土整備部及び都市整備部の本庁の課長をいう。
- 四 「所長」とは、事業を実施する県土整備部及び都市整備部の地域機関の長をいう。

(事前協議事項)

第3条 所長は、用地事務を行う場合において次の各号に該当する事項については、あらかじめ事前協議書(様式第1号)により、事業を所管する部長に協議しなければならない。

なお、対償地の提供に伴う契約及び支払いに関する事務取扱要領により提供する土地については協議事項としないものとする。

- 一 埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準(以下「基準」という。)第27条の規定による土地の使用に代わる取得の意思決定及び当初の事業目的に供する期間終了後の土地の有効利用方針に関する事項
 - 二 基準第32条の規定による区分所有建物の取得の補償に関する事項
 - 三 基準第59条の規定による残地の取得の意思決定及び取得後の土地の有効利用方針に関する事項
 - 四 多人数共有土地の持分の取得(一括の取得を除く。)の意思決定及び取得計画等に関する事項
 - 五 区分所有建物の敷地について、区分所有者全員の合意によらず、区分所有者の4分の3以上との契約締結により分筆登記を行う意思決定及び取得計画等に関する事項
 - 六 埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱(以下「要綱」という。)第6条に規定する事項
 - 七 その他、通知等により事前協議の対象とした事項
- 2 前項のほか、次の各号に該当する事項のうち、所長が困難と認めたものについては、事業を所管する部長に協議することができる。
- 一 建物その他土地に定着する物件の移転料の算定の基礎となる労賃、資材の単価及び歩掛に関する事項
 - 二 建物の移転工法及び関連移転(基準第30条第1項後段に該当する建物等の移転をいう。)の範囲に関する事項

- 三 基準第6条第2項の規定による金銭以外の方法による補償に関する事項
 - 四 基準第7条の規定による特殊な土地の補償に関する事項
 - 五 基準第21条から第24条までの規定による漁業権、粗鉱権、採石権、温泉利用権及び水を利用する権利等の消滅の補償に関する事項
 - 六 基準第30条の規定による建物の移転料の補償に関する事項のうち、従前の建物に照応する建物に関する事項
 - 七 基準第47条から第49条までの規定による営業の補償に関する事項
 - 八 基準第50条から第53条までの規定による農業の補償に関する事項
 - 九 基準第54条から第56条までの規定による漁業の補償に関する事項
 - 十 基準第57条の規定による残地等に関する損失の補償に関する事項
 - 十一 基準第64条の規定による造成費用の補償に関する事項
 - 十二 基準第67条及び第68条の規定による少数残存者及び離職者に対する補償に関する事項
 - 十三 埼玉県県土整備部・都市整備部の公共事業の施行に伴う公共補償基準第6条から第15条の規定に基づく既存公共施設等に対する補償又は第16条から第19条の規定に基づく公共施設等の損傷等に対する費用の負担に関する事項
 - 十四 公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用の負担その他の事業損失に係る費用の負担に関する事項
 - 十五 埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領第30第2項による保管場所の補償に関する事項
 - 十六 要綱第44条の2に規定する事項
- 3 所長は、前2項に規定するもののほか、事前協議が必要であると認めるときは、事業を所管する部長に協議するものとする。
- (適用除外)
- 第4条 この要領は、「大規模建築物等の移転工法に係る事前協議について(平成2年3月22日付け建設省都街発第8号街路課長通知)」により規定されるものについては、適用しない。
- (事前協議書の提出先)
- 第5条 第3条の規定により作成した事前協議書の提出先については、次の各号に定めるところによるものとする。
- 一 第3条第1項第一号から第四号及び第2項各号に規定する事項を協議する場合は用地課とする。
 - 二 第3条第1項第五号に規定する事項を協議する場合は各事業課とする。
 - 三 第3条第3項に規定する協議は、内容により適宜判断するものとする。
- (事前協議の留意事項等)
- 第6条 所長は、事前協議を行うにあたっては、次の各号に留意するものとする。
- 一 事前協議書の提出前にあらかじめ原案(関係図面、参考資料等を含む)をもって提出先担当課と打合せを行うものとする。
 - 二 所長は、事前協議書の提出にあたっては、協議への回答に要する期間及び用地交渉等の着手時期を十分に考慮し、計画的に行わなければならない。
- 2 所長は、第3条第2項第二号による建物の移転工法に係る協議をする場合には、次の各号による資料を提出するものとする。
- 一 管内図

- 二 工事平面図等
- 三 用地実測図原図及び用地平面図
- 四 建物等配置図
- 五 建物平面図
- 六 写真（カラープリント）
- 七 その他必要と認められるもの

3 所長は、協議に係る補償額の算定等については、違算がないよう十分に確認するものとする。
なお、部長が事前協議に対する回答を作成するにあたり、照査は行わないものとする。

（事前協議事項の回答）

第7条 部長は、第3条の協議に対しては、事前協議書（様式第2号）により、回答するものとする。

附 則

この要領は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。